

## 糸島市地域公共交通利便増進実施計画策定業務仕様書

### 1. 業務名

糸島市地域公共交通利便増進実施計画策定業務

### 2. 調査背景と目的

糸島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）では、限られた資源を有効活用することにより、持続可能な地域公共交通を実現するため、令和8年3月に「第2次糸島市地域公共交通計画」（以下「交通計画」という。）を策定した。

本業務は、交通計画に示されている事業を円滑に進めるために、現状の公共交通を再整理すると同時に、効果的な再編に向けての課題把握、利用促進策の検討を行い、糸島市地域全体の交通ネットワークとして更なる利便性向上、利用者維持・増加を目指した糸島市地域公共交通利便増進実施計画の策定を行うことを目的とする。

### 3. 業務内容

#### (1) 計画準備

本業務を円滑に実施するために、業務実施上必要な資料の内容や業務全体の作業方針、工程等の検討を整理した業務計画書を作成する。

#### (2) 交通事業者との協議支援

交通事業者との十分な協議に基づき、路線の再編案の検討を進める。(3回程度を想定)  
なお、再編案の検討について、必要に応じて、以下の対応を検討・調整する。

- ① 再編するエリアでの説明会等の資料作成支援（上限2エリア）
- ② 再編に関する分かりやすい情報提供支援（チラシ、ネット等）

#### (3) 糸島市地域公共交通利便増進計画の策定支援

令和7年度に策定した「第2次糸島市地域公共交通計画」に基づき、具体的な利便増進策を検討する。

目標達成のための実施事業の中から、効果の高いもの、実現性の高いものなどを選定し、実施に向けた調整を図る。

上記(2)で実施した業務をもとに、「糸島市地域公共交通利便増進実施計画」の策定を行う。

#### (4) 交通会議の運営支援

計画の策定に向けた協議の場として、本年度に4回開催（想定）する交通会議の会議資料作成、議事取りまとめを行う。

#### (5) 報告書作成

(1)～(4)を取りまとめ、報告書を作成する。

#### 4. 打合せ協議

本業務の実施に当たっては、業務計画書を作成し、担当者と十分に打合せを行った上で業務を進める。また、本業務の打合せ協議は、4回程度とし、初回と最終打合せには管理技術者が出席するものとする。

#### 5. 業務対象区域

糸島市全域及び路線バス、コミュニティバスが乗り入れている九州大学伊都キャンパス、前原北原線沿線、野北・二見ヶ浦線沿線及び川原線沿線（福岡市西区の一部）

#### 6. 業務期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

#### 7. 委託料の支払い

委託業務に係る委託料の支払いは完了払いとし、委託料の請求を受けた場合において、その請求が適法と認めるときは、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。

#### 8. 成果品

- (1) 糸島市地域地域公共交通利便増進実施計画
- (2) 糸島市地域公共交通利便増進実施計画 概要版
- (3) 関係資料一式（ファイル綴じ）
- (4) 業務報告書 2部
- (5) 成果品電子データ 1式

#### 9. その他

- (1) 本業務における成果の著作権は、すべて交通会議に帰属するものであり、交通会議の許可なく複写、複製または第三者に提供してはならない。
- (2) 成果品に文献資料を用いる場合は、著作権侵害等に注意し、出典等を明記すること。
- (3) 業務の遂行にあたっては、手法や内容について交通会議と十分に協議を行うこと。
- (4) 交通会議は、必要に応じて委託業務の進捗状況について報告・提出を求めることができる。
- (5) 受託者は、本仕様書に明記された事項及び明記されていない事項について疑義が生じた場合、速やかに交通会議と協議し、その指示のもと業務を遂行すること。
- (6) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年57号）を順守しなければならない。

10. 担当部署

糸島市地域公共交通会議事務局

(糸島市地域振興部コミュニティ推進課)

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

電話：092-332-2062 FAX：092-323-2344

E-mail：[community@city.itoshima.lg.jp](mailto:community@city.itoshima.lg.jp)